

相手国政府・ 相手国関係機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
中国	西安外国語大学日本語学習機材整備計画のための贈与に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の交換公文	西安外国語大学日本語学習機材整備計画を実施するために必要な 1. 機材及びその調達に必要な役務の供与 2. 上記1の機材の輸送に必要な役務の供与	46,700千円 H20.3.31まで	H19.4.30 北京で (同日)	日本側 宮本雄二在中国大使 中国側 章新勝教育部副部长	H19.5.21 302号
中国	湖南大学日本語学習機材整備計画のための贈与に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の交換公文	湖南大学日本語学習機材整備計画を実施するために必要な 1. 機材及びその調達に必要な役務の供与 2. 上記1の機材の輸送に必要な役務の供与	24,600千円 H20.3.31まで	H19.4.30 北京で (同日)	日本側 宮本雄二在中国大使 中国側 章新勝教育部副部长	H19.5.21 303号
中国	人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な 1. 学生に日本国内の高等教育機関において学術的な機会を与えるために必要な役務の供与 2. 上記1の学生に日本国での勉学に必要な経費の供与	585,000千円 (H19年度 58,000千円) H20.3.31まで (H20年度 284,000千円) H21.3.31まで (H21年度 181,000千円) H22.3.31まで (H22年度 62,000千円) H23.3.31まで	H19.5.28 北京で (同日)	日本側 宮本雄二在中国大使 中国側 易小準商務部副部长	H19.6.7 336号
中国	四川大学日本語学習機材整備計画のための贈与に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の交換公文	四川大学日本語学習機材整備計画を実施するために必要な 1. 機材及びその調達に必要な役務の供与 2. 上記1の機材の輸送に必要な役務の供与	26,700千円 H20.3.31まで	H19.12.20 北京で (同日)	日本側 宮本雄二在中国大使 中国側 章新勝教育部副部长	H20.1.9 15号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成○年△月□日をH○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。